

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）の施行に伴い、危険物の製造所等の設置許可申請等に係る手数料の額を改定するため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成12年伊丹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第6号中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同表第7号中「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表第17号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第18号中「45,500円」を「46,000円」に改め、同表第22号中「410,000円」を「415,000円」に、「495,000円」を「505,000円」に、「550,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「710,000円」に、「820,000円」を「830,000円」に、「1,925,000円」を「1,940,000円」に、「2,545,000円」を「2,550,000円」に改め、同表第23号中「560,000円」を「565,000円」に、「665,000円」を「670,000円」に、「740,000円」を「750,000円」に、「1,060,000円」を「1,070,000円」に、「2,165,000円」を「2,175,000円」に改め、同表第33号中「45,500円」を「46,000円」に改め、同表第34号中「45,500円」を「46,000

円」に改め、同表第45号中「45,500円」を「46,000円」に改め、同表第46号中「22,750円」を「23,000円」に改め、同表第57号中「22,750円」を「23,000円」に改め、同表第59号エ中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第60号エ中「475,000円」を「495,000円」に、「825,000円」を「860,000円」に、「1,590,000円」を「1,660,000円」に、「1,945,000円」を「2,030,000円」に、「2,225,000円」を「2,325,000円」に改め、同表第61号ア中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

